

○ 岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱（令和7年1月17日付け農建第471号）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱 (略) <u>(概算払)</u>	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱 (略) <u>(削除)</u>
<u>第6 局長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払することができる。</u>	
<u>2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金概算払請求書（様式第5号）を局長に提出しなければならない。</u>	
(提出書類及び提出期日)	(提出書類及び提出期日)
第 <u>7</u> (略)	第 <u>6</u> (略)
(略)	(略)
	<u>附 則</u>
	この要綱は、令和8年1月13日から施行し、令和7年度事業に適用する。

別表第1（第2関係）

施設区分		経費	事業メニュー	補助額
1 基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)（以下「基幹水国実施要綱」とい	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施する施設	左記施設の令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月から <u>9</u> 月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	定額 基幹水利施設管理事業実施要領(平成8年7月31日付け8構改A第596号農村振興局長通知)別紙2-2に定める額以内の額
			II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て) 高騰額=令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月から <u>9</u> 月分までの電気料金の合計額

別表第1（第2関係）

施設区分		経費	事業メニュー	補助額
1 基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)（以下「基幹水国実施要綱」とい	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施する施設	左記施設の令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月から <u>9</u> 月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	定額 基幹水利施設管理事業実施要領(平成8年7月31日付け8構改A第596号農村振興局長通知)別紙2-2に定める額以内の額
			II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て) 高騰額=令和 <u>7</u> 年 <u>6</u> 月から <u>9</u> 月分までの電気料金の合計額

う。) 第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設				—指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり	う。) 第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設			—指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり	
2 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)(以下「管理強化国実施要綱」という。) 第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設	管理強化国実施要綱第2の5の事業を実施する施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額	2 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)(以下「管理強化国実施要綱」という。) 第2の1の事業に該当し、補助を受けていない施設	管理強化国実施要綱第2の6の事業を実施する施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額
3 上記1及び2以外の施設	管理強化国実施要綱第2の5(1)イに該当する土地改良区が管理する施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額	3 上記1及び2以外の施設	管理強化国実施要綱第2の6(1)イに該当する土地改良区が管理する施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額
	上記以外の施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策(県単事業)	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切り捨て) 高騰額=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額－指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり		上記以外の施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策(県単事業)	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て) 高騰額=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額－指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり

別表第2

区分	基本料金			電力量料金及び 燃料費等調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
高騰率	<u>1.047</u>	1.392	1.398	<u>1.184</u>	<u>1.215</u>	<u>1.236</u>

(略)

様式第5号（第6関係）

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

## 岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金概算払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった〇年度岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業について、補助金の概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

(略)

別表第2

区分	基本料金			電力量料金及び 燃料費等調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
高騰率 <u>(令和7年度)</u>	<u>1.042</u>	1.392	1.398	<u>1.071</u>	<u>1.190</u>	<u>1.174</u>

(略)

(削除)

(略)